## 3 1 . 3 3

補正却下後の新たな意匠 (商標) 登録出願が、却下された複数の補正のいずれに基づくものであるか不明な場合の方式上の取扱い (意・商)

却下された補正が複数であって、補正却下後の新たな意匠(商標)登録出願が、 却下された複数の補正のいずれに基づくものであるか不明な場合は、手続の補正 を命ずる。

## (説明)

補正却下後の新出願(意17条の3第1項 \*1)の願書には、却下された補正 についての手続補正書の提出年月日を記載することとなっている(意施規様式第 5備考1、商施規様式第9備考2)。

却下された補正が複数ある場合で、却下された補正のいずれに基づく新たな出願であるか願書に記載がないとき、又は複数記載されているときは、方式上の不備に限らず実体審査における新たな出願の出願日の遡及の認否の判断も不可能であるから、願書の記載の不備として上記のように取り扱う。

(改訂平成23·11)

<sup>\*1</sup> 意 1 7条の3第1項:商17条の2第1項(商68条2項において準用)において準用